

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 8 月 9 日 (火曜日)

定期 第 332 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 三八〇円 (消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ	
○規則		大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要 (産業労働・商業流通課) 412
都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則 (県土整備・建築指導課)	411	大規模小売店舗の配置や運営方法等の変更の届出の概要 (産業労働・商業流通課) 412
○告示		都市計画公聴会規則による公聴会の開催 (2件) (県土整備・都市計画課) 412
指定納付受託者の指定 (環境農政・農業振興課)	411	横浜市金沢区地先の漁場使用制限 (海区漁業調整委員会) 413
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令による公衆浴場入浴料金の価格の統制額の指定 (健康医療・生活衛生課)	412	○入札公告
青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	412	特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (警察・会計課) 414
○公告		意見招請に関する公表 (企業・経営課) 415

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則	告 示
<p style="text-align: center;">都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 8 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川県規則第53号</p> <p style="text-align: center;">都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則</p> <p>都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 (昭和45年神奈川県規則第62号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条第25号中「第60条」を「第60条第 1 項」に改め、「書面」の次に「(法第53条第 1 項の規定に適合していることを証する書面を除く。)」を加える。</p> <p>第 8 条の 3 中「第37条第 1 号後段」を「第37条第 1 号」に改める。</p> <p>第20条中「第60条」を「第60条第 1 項」に改める。</p> <p>第 2 号様式中「電話番号」を削り、同様式に備考として次のように加える。</p> <p>備考 権利者の印は印鑑証明ができるものとし、その印の印鑑証明書を添付してください。</p> <p>第 7 号様式の 4 中「第37条第 1 号後段」を「第37条第 1 号」に改める。</p> <p>第16号様式 (裏) 中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。 (事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)</p> <p>3 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年神奈川県規則第39号) の一部を次のように改正する。</p> <p style="padding-left: 20px;">別表54の項(10)中「同条第 1 項に定める法第37条第 1 号後段に規定する申請書」を「同条に定める建築制限解除承認申請書」に改める。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">神奈川県告示第342号</p> <p>地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 8 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 名称及び住所又は事務所の所在地 ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田 7 丁目 7 番 7 号</p> <p>2 指定年月日 令和 4 年 3 月 31 日</p> <p>3 納付に関する事務を行うことができる歳入等の内容 神奈川県立かながわ農業アカデミーが行う生産物の販売による売払代金</p>

この公報は再生紙を使用しています

発行
横浜市 中区 日本大通 一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一
印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三三〇八